

第二十一条 昭和三十二年四月一日の
属する事業年度の直前の事業年度
以前の事業年度において、総損金が
総益金をこえることとなつたため
め、旧法第三百二十二条の八第五項
の規定によつて総損金が総益金
をこえることとなつた当該事業年度
度直後の事業年度以後の事業年度
分の法人税額を算定していきた
法人で、この法律の施行の際、
なお同法同条同項の規定の適用を
受けることができる額があるもの
の昭和三十二年四月一日の属する
事業年度以後の事業年度分の法人
税額の算定について新法第三百二
二十二条の八第五項の規定を適用
する場合には、同法同条同
項中「還付を受けた法人税額」と
あるのは、「還付を受けた法人税
額から地方税法の一部を改正する
法律(昭和三十二年法律第 号)
による改正前の地方税法第三百二
十二条の八第五項の規定によつて
減額された法人税額に対応する
法人税額の合計額を控除した額」
とする。

三百四十九条の五の規定が適用されたとすれば、同条同項の第一適用年度が、昭和二十八年度であるものにあつては昭和三十二年度をもつて第五適用年度とし、昭和三十九年度であるものにあつては昭和三十二年度をもつて第三適用年度とし、昭和三十二年度であるものにあつては同年度をもつて第一適用年度とする。

項若しくは第二項又は第三百四十九条の五の規定を適用した場合における当該年度分として課税することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（以下本項において「基準財政収入見込額」といふ。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額の百分の百三十（新法第三百四十九条の五第二項の第一次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百八十とし、同項の第二次新設大規模償却資産がなく同項の第二次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百四十とする。）をこえることとなつても、昭和二十九年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額（以下本項において「昭和二十九年度の基準財政収入額」といふ。）の百分の七十に満たないこととなる市町村については、基準財政収入見込額が昭和二十九年度の基準財政収入額の百分の七十に達することとなるよう、新法第三百四十九条の四第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同条又は新法第三百四十九条の五の規定を適用するものとす。

額の算定方法は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二百十二号）附則第二十三項に基く總理府令の定めるところによつる。

（輕油引取税に関する規定の適用）

第二十三条 この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から、又は特約業者が他の特約業者からすでに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行ひたための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法の規定（第七百条の五第一号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき二千四百円とする。

第二十四条 この法律の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者

から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき二千四百円とする。

第二十五条 前条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律の施行の日から起算して十五日以内に同条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該貯蔵場等に係る軽油を直接管理する販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、二月以内の期間を限つて徵収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十六条の三第三項から第六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徵収猶予を受けた納稅者が担保を提供する場合及びそ

の徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第二号)附則第二十五条第二項」と、同法同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第二号)附則第二十五条第二項」と、同法第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間内に対応する部分の金額を免除するものとする。

5 第二項の規定による抵当権の取得又は第二項において準用する新法第十六条の三第四項の規定による差押の解除に関する登記については、登録税を課さない。

(都民税に關する規定の適用)
第二十六条 昭和十三年度分の個人の都民税に限り、新法第七百三十四条第三項中「百分の二十六」又は「百分の三十二」とあるのは、「百分の二十六」又は「百分の二十九・五」と読み替えるものとする。

(旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い)
第二十七条 旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた入湯税で昭和三十二年度以後の年度の歳入に所属するものは、新法の規定による目的税として収納しなものとみなす。

(罰則に関する規定の適用)
第二十八条 新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十九条 前二十八条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定めること。

(登録税法の一部改正)
第三十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「地方税法第五十六条ノ三第一項及第二項」を「地方税法第十六条の三第一項(同法第二百一十二条の二第二項

二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第
二項、第十六条の七第一項並第七
百条の二十一第一項に、「同条第四
項」を「同法第十六条の三第四
項(同法第二十二条の二第二項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改
める。
(地方税法の一部を改正する法律
の一部改正)
第三十一条 地方税法の一部を改正
する法律(昭和三十一年法律第百十
二号)の一部を次のように改正す
る。
附則第二十四項中「町村合併促
進法」を「旧町村合併促進法(昭和
二十八年法律第二百五十九号)」に
改め、「(同法第三十六条又は第三
十七条において町村合併とみなさ
れる場合を含む。)」の下に「又は新
市町村建設促進法(昭和三十一年
法律第百六十四号)」第二条第三項
に規定する町村合併」と、「新法第
三百四十九条の四第一項及び第二
項」の下に「並びに地方税法の一部
を改正する法律(昭和三十二年法
律第二号)による改正後の地方
税法第三百四十九条の五」を加え
る。

○山中貞剛君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長（益谷秀次君）　山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

雇用審議会設置法案を議題といたしました。委員長の報告を求めます。内閣よりここに送付する。

昭和三十二年三月二十五日

参議院議長　松野　鶴平

衆議院議長益谷秀次殿

雇用審議会設置法案

雇用審議会設置法

（目的及び設置）

第一条　完全雇用の達成を目指して政府の諸施策を運営することに資するため、總理府に「附屬機関として、雇用審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。」を置く。

（所掌事務）

第一条　審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一　雇用状態の改善のための施策に関する事項

二　失業対策に関する事項

四 その他雇用及び失業に關する
重要な事項

2 審議會は、前項各号に掲げる事項に關し、内閣總理大臣又は関係各大臣の諸間に答申し、かつ、必要に応じ、内閣總理大臣又は關係各大臣に対し意見を述べ、又は報告をすることができる。

(組織)

第三条 審議會は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識經驗のある者から、内閣總理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議會に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議會に、専門の事項を調查審議させるため、専門委員三十一人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識經驗のある者から、内閣總理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第八条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

第十五条第一項の表中

失業対策審議会	失業及び雇用問題に関する重要事項を調査審議すること。
第十九号の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。	

雇用審議会設置法案に対する修正案

雇用審議会設置法案に対する修正案

雇用審議会設置法案に対する修正案

雇用審議会設置法案に対する修正案

○山本正一君 ただいま議題となりました雇用審議会設置法案につきまし

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本正一君登壇〕

閣総理大臣または関係各大臣の諮詢に答申するほか、必要に応じ意見を述べ、または報告することができる」とし、内閣総理大臣が任命する学識経

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(庶務) 大臣官房において処理する。

(委任規定) この法律に定めるものほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のとおり改正する。

験者三十人以内の委員をもつて組織することといたしております。そのほか、審議会の運営について所要の事項を規定しております。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託となり、翌二十日政府より提出され、四月九日質疑に入りました。その内容は会議録によつて御了承いただきました。

同日質疑を終了いたしましたところ、大平委員より、本案に対し、施行期日を公布の日に改めるとの修正案が提出されました。

別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入りました。まず修正案について採決の結果、全会一致をもつてこれを可決し、次に修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定をいたし、本案を修正議決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(益谷秀次君) そのまま暫時お待ちを願います。——小枝一雄君。

報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

土地改良法の一部を改正する法律案

目次中「第九十四条」を「第九十四条の九」に、「第四章 補則(第百十二条) 第五章 監督(第百三十三条) 第六章 制度(第百三十七条)」に改正する。

土地改良法(昭和二十四年法律百九十五号)の一部を次のよう改正する。

第三条第四項中「農地法」を「第九十四条の八第六項又は農地法」に改める。

〔第四章 土地改良事業團体連合会(第百十一条の二) 第五百章 土地改良事業團体連合会(第百三十六条) 第六章 監督(第百三十二条) 第百三十六条 第七章 制度(第百三十七条) 第百三十六条 第一百四十五条〕を「第五章 土地改良事業團体連合会(第百十一条の二) 第六章 監督(第百三十二条) 第百三十六条 第七章 制度(第百三十七条) 第百三十六条 第一百四十五条」に改める。

第六条 刪除

第七条第一項を次のように改める。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第六条 刪除

第七条第一項を次のように改め

る。

第五条第二項の規定による同意があつたときは、同条第一項の者は、省令の定めるところにより、

土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同項の認可を申請することができる。

〔議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この

第九条第三項中「第七条第一項の認可の申請」を「同項の規定による申請」に改める。〕

土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を請求します。農林水産委員長 小枝一雄君。——小枝一雄君。

〔休憩々々と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) そのまま暫時お待ちを願います。——小枝一雄君。

報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

土地改良法の一部を改正する法律案

目次中「第九十四条」を「第九十四条の九」に、「第四章 補則(第百十二条) 第五章 監督(第百三十三条) 第六章 制度(第百三十七条)」に改め、同条第十項に後段として次のように加える。

〔第四章 土地改良事業團体連合会(第百十一条の二) 第六章 監督(第百三十二条) 第百三十六条 第七章 制度(第百三十七条) 第百三十六条 第一百四十五条〕を「第五章 土地改良事業團体連合会(第百十一条の二) 第六章 監督(第百三十二条) 第百三十六条 第七章 制度(第百三十七条) 第百三十六条 第一百四十五条」に改める。

第六条 刪除

第七条第一項を次のように改め

る。

第五条第二項の規定による同意があつたときは、同条第一項の者は、省令の定めるところにより、

土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同項の認可を申請することができる。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

<p

8

る施設で政令で定めるものの建設工事とあわせて第一条第二項第一号又は第三号に掲げる事業の工事の全部又は一部を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するとともに、国土資源の総合的な開発に資することが明らかである場合におけるその同項第一号又は第三号に掲げる事業第八十八条の次に次の二条を加え。

(特定土地改良工事)
第八十七条の二 第一項の規定により國が行う同項第二号の事業(公有水面埋立法により行うものその他國の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ)に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定による付替工事を行つたときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路(これらに附屬する土地改良事業において道路又は水路)の八第四項の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第八十八条の二 国は、左に掲げる事業改良事業の工事を行う場合において、その工事の完了を促進するため特に必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることができる。

一かんがい排水施設の新設又は変更で政令で定めるもの

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

三 第一号に掲げる事業によつて生じた施設(第九十四条の六の規定により都道府県又は土地改良区等に管理させているものを除く。)についての災害復旧

第九十条第二項中「政令の定めるところにより」の下に、「条例で」を加え、同条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項を」「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項として、同条第四項中「前二項」を「第一号」として行う。

二 第八十七条の二 第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によって生じた土地

二項又は前項に改め、「負担金」の下に「(第三項の規定による負担金に代えて前項の規定により徴収するものを除く。)」を加え、同項を同条第三項とする。

第九十条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第八十七条の二 第一項の規定により國が行う同項第二号の事業(公有水面埋立法により行うものその他國の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ)に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定による付替工事を行つたときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路(これらに附屬する土地改良事業において道路又は水路)の八第四項の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第八十八条の二 農林大臣は、國は、左に掲げる事業改良事業において道路又は水路(これらに附屬する土地改良事業において道路又は水路)の八第四項の規定により土地を取得した者において同じ)の付替工事を行つたときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を付替工事によつて用途を廃止された道路又は水路を構成する土地又は工作物その他の物件と交換することができ

る。

第九十四条の三 農林大臣は、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)による路線の認定を得られない道路(その附屬物を含む。)を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を、当該道路の用

途を廃止したときはこれを無償で

国に返還することを条件として、

土地改良区、市町村その他農林大臣の指定する者(次条及び第九十

四条の六において「土地改良区等」という。)に譲与することができる。

一 農林大臣は、第一百二十二条第一

項の規定による補償に相当する金額の範囲内で、当該補償に代え國營土地改良事業の一部として行う

工事によつて生じた土地改良財産

規定により補償を受けるべき者に譲与することができる。

二 第八十七条の二 第一項の規定により国が行う同項第二号の事

業によつて生じた土地

農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

第九十四条の四 農林大臣は、左に掲げる場合には、土地改良財産たる用排水機を土地改良区等に譲与することができる。

一 土地改良区等において管理の費用を負担した用排水機でその用途を廃止したものとの負担

した費用の額の範囲内において當該土地改良区等に譲与すると

可能。

第九十四条の七 前六条に規定する

改良財産(第九十四条第二号に掲げる土地を除く。)を都道府県又は

土地改良区等に管理させることができ

る。

第九十四条の五 農林大臣は、土地改良財産につき、國營土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならぬ。

二 土地改良区等の寄附に係る用

排水機でその用途を廃止したも

のをその寄附者たる土地改良区等に譲与するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、

寄附を受けた後二十年を経過し

たものについては、この限りで

ない。

第九十四条の五 農林大臣は、土地改良財産につき、國營土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財

産台帳を備えておかなければならぬ。

二 國營土地改良事業の種類及び地域名

二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模

三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類こと

の購入価格又は補償金額

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、省令で定める手続によつて予定地につき第四項の規定により配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、政令の定めるところにより、配分申込書を農林大臣に提出した農業に精進する見込のあるものうちから適当と認められる者

を選定し、その者に左に掲げる事項を記載した配分通知書を交付す

る。但し、その地区内で農業を営む者の生活上若しくは農業經營上

あるもの」の下に「以下「土地改良財産」という。」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

必要でなくことができない業務に従事する者は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの者に対しても配分通知書を交付することができる。

一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

三 土地の用途

四 配分の条件

五 第六項の規定による使用をさせる場合にあつては、使用期間及び条件

六 その他省令で定める事項

地がある場合にはその同法によつて造成される埋立地又は干拓地について同項の規定により竣工の通知をする日、その他の場合には竣工の期日として農林大臣の定める日とする。

6 農林大臣は、第三項の規定によつて配分通知書の交付を受けた者に對し、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を農林大臣の定める条件で使用させることができることとする。

7 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償とする。

第九十四条の九 第九十四条から前条までの規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第九十五条第一項中「概要を定めを概要を公告して」に改め、同条第四項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条第四項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改める。

第九十六条中「前条」を「第九十五条条」に改める。

第九十六条の二第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条第四項中「第六条から第九条まで」に改め、同条第四項の規定により決定をする場合(当該市町村が行おうとする土地改良事業がかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八条第一項の規定により決定をする場合)を「第八条第一項の規定により決定をする場合」とする。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

（目的）
第百十一条の二 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び第九十五条第一項の規定により漁人共同して土地改良事業を行ふ者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。
（法人格）
第一百十一条の三 連合会は、法人とする。
（原則）
第一百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならぬ。
一 営利を目的としないこと。
二 会員が任意に加入し、又は脱退することができるること。
三 会員の議決権が平等であること。
（種類）
第一百十一条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）とする。
（名称）
第一百十一条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会といふ文字を用いてはならない。

（地区）

第一百十一条の七 地方連合会の地区
は、都道府県の区域により、全国
連合会の地区は、全国とする。

（登記）

第二百十一条の八 連合会は、政令で
定めるところにより、登記をしな
ければならない。

二 前項の規定により登記を必要と
する事項は、登記の後でなければ
ば、これをもつて第三者に対抗す
ることができない。

（事業）

第一百十二条の九 連合会は、次に掲
げる事業を行うことができる。

一 会員の行う土地改良事業に關
する技術的援助

二 土地改良事業に関する教育及
び情報の提供

三 土地改良事業に関する調査及
び研究

四 全国連合会にあつては会員な
る地方連合会の事業の指導

五 前各号に掲げる事業のほか、
第一百十二条の二の目的を達成す
るために必要な事業

（会員の資格）

第一百十二条の十 地方連合会の会員
たる資格を有する者は、地方連合
会の地区内において土地改良事業
を行ふ者であつて定款で定めるも
のとする。

一 全国連合会の会員たる資格を有
する者は、次に掲げる者であつて
定款で定めるものとする。

一 その施行に係る地域が二以上
の都府県の区域にわたる土地改
良事業その他他の施行に係る地
域内の土地の面積が省令で定め

二 地方連合会

(設立)

第一百十一条の十一 連合会を設立するには、その会員になろうとする五人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、定款を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

第百十二条 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

3 創立総会では、定款を修正することができる。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。

第一百十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行われると認められると

きは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三百十一条の十四 設立の認可があるときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事となるべき者に引き渡さなければならない。

三百十一条の十五 連合会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(定款)

三百十一条の十六 連合会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称
二 地区
三 事業
四 事務所の所在地
五 会員たる資格に関する事項
六 会員の加入及び脱退に関する事項
七 会員の権利義務に関する事項
八 事業の執行に関する事項
九 役員に関する事項
十 会議に関する事項
十一 会計に関する事項
十二 公告の方法

2 連合会の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、連合会の解散の事由を定めたときはその事由を記載しなければならない。

3 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可の申請があつた場合には、三百十一条の十三第二項の規定を適用する。

(加入)

三百十一条の十七 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

(脱退)

三百十一条の十八 会員は、六十日前までに予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失
二 解散

三百十一条の十九 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員)

三百十一条の十九 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 役員は、定款の定めるところにより選任する。

(総会の議決)

三百十一条の二十 次に掲げる事項

1 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

3 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

4 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

5 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

6 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

7 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

一 定款の変更	二 每事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更
三百十一条の二十一 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。	三百十一条の二十一 連合会は、定款で定める解散命令によつて解散する。
2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に对抗することができない。	2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。
3 除名は、経費の支払その他連合会に対する義務を怠る等定款で定める行為をした会員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。	3 除名は、経費の支払その他連合会に対する義務を怠る等定款で定める行為をした会員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。
4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをできない。	4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをできない。
5 (解散)	5 (解散)
三百十一条の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。	三百十一条の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。
一 総会の議決	一 総会の議決
二 破産	二 破産
三 定款で定める解散事由の発生	三 定款で定める解散事由の発生
四 第百三十十五条第二項の規定による解散命令	四 第百三十十五条第二項の規定による解散命令

第四十五条、第六十八条から第七十一条まで並びに第七十六条の規定を準用する。この場合において、第十八条第十項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と、第六十八条第二項中「第十八条第十項」と、第七十六条中「清算法人」、第七十五条(裁判所による清算人の選任)第七十八条(清算人の責任)、第七十八条から第八十条まで(清算人の職務権限、債権由由の公告及び催告、期間後に申し出た債権)及び八十二条(解散・清算の監督)及び八十三条(解散・清算の届出)とあるのは「及び第七十五条から第八十三条まで(清算)と読み替えるものとする。

第八十三条(清算結了の届出)とあるのは「及び第七十五条から第八十三条まで(清算)と読み替えるものとする。

第八十三条(清算結了の届出)とあるものは「及び第七十五条から第八十三条まで(清算)と読み替えるものとする。

第一百三十二条に次の二項を加える。

2 農林大臣は、連合会に法令、命令に基いてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に關し報告を徵し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

三百三十四条第一項中「前二条の規定による検査を行つた場合」を「第一百三十二条第一項又は前条の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合」に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第二項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第三項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第四項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第五項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第六項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第七項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第八項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第九項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十一項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十二項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十三項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十四項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十五項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十六項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十七項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百三十四条第十八項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合に改め、同条の次に次の二条を加える。

五百三十二条に次の二項を加える。

2 農林大臣は、連合会に法令、命令に基いてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に關し報告を徵し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

三百三十五条左に掲げる場合に該当する事項は、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。

(資金) 第三条 資金は、特定府舎等特殊整備計画の実施により処分すべき特定府舎等の処分による収入金及び資金運用部預託金の利子をもつて充てる。

(資金の使用)

第四条 資金は、特定府舎等特殊整備計画の実施により取得すべき特定府舎等の取得に要する経費のうち、次に掲げるものに使用するものとする。

- 1 建物の建築若しくは模様替又はその附帯施設(法第二条第二項に規定する附帯施設をいう。以下この項において同じ。)の建設の工事代価
- 2 建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む。以下次号において同じ。)の購入代価
- 3 建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地の買取に係る移転料その他の補償費
- 4 資金を使用しようとするときは予算の定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れ、一般会計の歳出として経理するものとする。
- 5 (歳入及び歳出)
- 6 (歳入歳出予定計算書の作成) 第五条 この会計においては、資金の受入をもつてその歳入とし、資金の払出をもつてその歳出とする。
- 7 (歳入歳出予定計算書の作成) 第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

- 1 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
 - 1 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
 - 1 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
 - 2 度末現在額表
 - 2 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
- 3 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

(支出残額の繰越)

第十三条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

- 1 岁入歳出決定計算書
- 2 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第九条 資金に余裕があるときは、当該余裕金を資金運用部に預託することができる。

(資金残額の繰越)

第十一条 每会計年度内に使用されなかつた資金の残額は、翌年度に繰り越し、歳入歳出の決算上の剰余として同年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第十二条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(国有財産特殊整理資金特別会計法案の一部を次のよう修正する。附則第一項中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日」に改める。)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 昭和三十二年度分の予算については、第八条第二項第二号に掲げる書類の添附は、要しないものとする。

(目的)

第一条 この法律は、庁舎等の使用調整及び特定の庁舎等の整備を計画的に実施して適正かつ効率的な使用を図り、公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「行政、産、所管換」「各省各庁の長」、

(所属替) 又は「各省各庁」とは、それぞれ国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項、第四条第二項若しくは第三項又は第三十二条第一項に規定する行政財産、所管換、各省各庁の長、所屬替又は各省各庁をいう。

(管理) 第十一条中第八号以下を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

(附則)

2 前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

第十一條中第八号以下を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

2 この法律において「庁舎等」とは、行政財産のうち國の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びこれに附帯する工作物その他の施設(以下「附帯施設」という。)並びにこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む。以下同じ。)をいう。

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所屬替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

4 この法律において「特定庁舎等」とは、庁舎等のうち特別会計に属するもの以外のもの(國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十九号)第八条に規定する機関の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したものにあつては、政令で定める機関に係るものに限る。)をいう。

5 (所管換)

第三条 各省各庁の長は、その所管に属する庁舎等について、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在における使用の現況及び見込報告書(以下「所管換」、「各省各庁の長」、

6 (使用現況及び見込報告書)

第六条 この法律において「行政、産、所管換」「各省各庁の長」、

7 (用語の定義)

第二条 この法律において「行政、

昭和三十二年四月九日 衆議院会議録第三十一号 国有財産特殊整理資金特別会計法案外一案

日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

各省各府の長は、府舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、そ

のつと、その変更に係る事項を記載した書面を大蔵大臣に送付しなければならない。

(官舎等使用調整計画)

より庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合において、

必要があると認めるときは、政令で定めることにより、当該報告

書に基き、庁舎等の使用調整に関する計画(以下「庁舎等使用調整計画」といふ)を策定する。

「画」ということを定め、逐漸なくこれを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

大蔵大臣は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容の変更その他

の事情により庁舎等使用調整計画を変更する必要があると認めるとき

きは、そのつど、当該計画を変更して、その変更に係る計画を関係の各省各庁の長に通知する旨又は

の名を各月の長に通知しなければならない。

り庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あら

かじめ、庁舎等調整審議会にはかり、その意見をきかなければなら

大蔵大臣は、前三項の規定によ
り定め、又は変更する旨を

調整計画に基いて庁舎等の使用調整を行ふため、関係の各省各庁の長に対し、庁舎等の所管換、所属替、用途の変更その他必要な措置を定め、又は変更した庁舎等の使用

を求めることができる。この場合には、
において、使用調整を行うことにより
より不用となるべき戸舎等がある
ときは、大蔵大臣は、当該戸舎等の
の用途を廃止すべきことを、あわ
せて求めることができる。
(特定戸舎等特殊整備計画等)
第五条 大蔵大臣は、特定戸舎等に
ついて、前条に規定する使用調整
を行はば、さらにその使用の効
率化及び配置の適正化を図るた
め、政令で定めるところにより、
次に掲げる計画をとりまとめた特
定戸舎等特殊整備計画の案を定
め、閣議の決定を求めるものとす
る。

一 特定戸舎等とする目的で政令によ
り定める耐火構造の高層な建物
若しくはその附帯施設又はこれ
らの敷地を取得し、これに伴つて
不適用となる特定戸舎等を処分
する計画

二 特定戸舎等で、公営住宅（公
営住宅法（昭和二十六年法律第
百九十三号）第二条第二号に類
定する公営住宅をいう。）その他
の住宅又はその敷地の用に供す
ることが適當であると認められ
る場所にあるものを、主として
これらの用に供するために処分
し、これに伴つて必要となる特
定戸舎等とする目的で建物若
くはその附帯施設又はこれらの
敷地を取得する計画

3 前条第三項の規定は、前二項の規定により大蔵大臣が特定戸舎等特殊整備計画につき閣議の決定を求めるようとする場合について準用する。

4 大蔵大臣は、特定戸舎等特殊整備計画の案を定めたときは、遅滞なく、これを建設大臣に通知しなければならない。

5 建設大臣は、特定戸舎等特殊整備計画の案の通知を受けたときは、当該計画により建築し、又は建設すべき建物又はその附帯施設につき、その位置、規模及び構造その他政令で定める事項に関する計画の案を定め、前項の特定戸舎等特殊整備計画の案にあわせて閣議の決定を求めるものとする。

6 前二項の規定は、第二項の規定により大蔵大臣が特定戸舎等特殊整備計画を変更する場合について準用する。

(特定戸舎等の処分による収入の用途)

第六条 特定戸舎等特殊整備計画の実施により処分された特定戸舎等に係る収入は、当該計画により取得すべき特定戸舎等の取得に要する経費の財源に充てなければならぬ。

(戸舎等調整審議会)

第七条 大蔵大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省に戸舎等調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

3 審議会は、委員三十人以内で組織する。

4 1 委員は、各省各庁の職員及び学識経験のある者のうちから、大臣が任命する。

2 2 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、各省各庁の職員は、会長となることができない。

3 3 委員は、非常勤とする。

4 4 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 5 前項の委員は、再任されることができる。

6 6 前各項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

7 7 附則

8 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和三十一年度分の府舎等使用現況及び見込報告書から適用する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

3 第十七条第一項の表中旧軍港市国有財産処理審議会の項の次に次のように加える。

4 庁舎等調査審議会

5 大蔵大臣の諸間に応じて、國の府舎等の使用調節等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第二百三十一号）の施行に關する重要な事項を調査審議すること。

建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改める。

二十七 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第一号）の施行に関する事務（同法第五条）

三十五項（同条第六項において「運用する場合を含む」）の規定に係るものに限る。）を行ふこと。

第四条第七項中「関するもの」の下に「並びに同条第二十七号に規定する事務」を加える。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案に対する修正案

國の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案に対する修正

附則第一項中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔横綱重吉君登壇〕

○横綱重吉君 ただいま議題となりました兩法律案について、大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国有財産特殊整理資金特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、國の庁舎及びその敷地等の適正かつ効率的な使用をはかるため別途今国会に提出されました國の府舎等の使用調整等に関する特別措置

法案の成立に伴いまして、同法の規定により処分すべき特定庁舎等の処分による収入金等をもつて国有財産特殊整理資金を置き、これに関する経理を一般会計と区分して行うため、新たに国有財産特殊整理資金特別会計を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申上げます。

第一に、国有財産特殊整理資金は、特定庁舎等特殊整備計画に基いて特定

庁舎等を処分することによる収入金及びこれが預託金利子をもつてこれに充てることとし、この資金を同計画に基いて取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費に使用することいたしてお

ります。なお、資金を使用しようとす

ることについては、予算の定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れ、同

会計の歳出として経理することいたしてお

ります。

第二に、この会計は、資金の受け入

れをもつてその歳入とし、資金の払い

出しをもつてその歳出とし、毎年度末

における資金の残額は決算上の剩余と

して翌年度の歳入に繰り入れることと

するとともに、毎年度の歳出予算の支

出残額は翌年度に繰り越して使用する

ことができる」といたしております。

第三に、その他、この会計の設置及び運営等に関する必要な規定を設けることといたしております。

次に、國の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案について申し上げます。

この法案は、最近における都市の高層立体化に即応して、官庁の庁舎についても立体化、集約化をはかり、不必

要に広大な土地を占有しているものに

ついては、主として住宅敷地用にこれ

を売り払い、位置を移転する等、その

適正かつ効率的な使用をはかるとす

るものであります。すなわち、大蔵大臣は、庁舎等の所管がえ、所属

がえ、その他必要な措置を求めるこ

ができる」といたしております。ま

た、大蔵大臣は、特定庁舎等特殊整備

計画の実を定めて閣議の決定を求める

ものとし、不用となる特定庁舎等の処

分による収入は、特殊整備計画によつ

て必要となる特定庁舎等を取得するた

めの経費の財源に充てなければならな

いものといたしております。さらに、

大蔵大臣の諸間機関として、三十人以

内の委員をもつて組織する庁舎等調整

審議会を設けることいたしております。

以上両法案に關しましては、本日の

委員会において質疑を終了いたしまし

たが、両法案について小山長規君外二

十五名提出の修正案がそれぞれ提出

いたされました。修正案の内容は、いず

れも、附則において「四月一日から」と

あります施行期日を「公布の日から」に

改めようとするものであります。

次いで、両法案について討論を省略

して直ちに採決いたしましたところ、

修正案並びに修正部分を除く原案はい

よって、両法案は修正議決いたされま

した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告

はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

一、昨八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 有馬 輝武君

農林水産委員 赤路 友藏君

内閣委員 一郎君

農林水産委員 有馬 輝武君

内閣委員 赤路 友藏君

議院運営委員 生田 宏一君 白井 莊一君
出席政府委員 前田榮之助君 井手 以誠君
議院運営委員 白井 莊一君 生田 宏一君
決算委員 常任委員の補欠を指名した。

一、去る六日議長において、次の通り回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

(予) 商工委員会 付託機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)を送付された議案は次の委員会に付託された。

一、去る六日次の内閣提出案(参議院提出第一三四号)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、去る六日参議院から回付された内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)を送付された議案は次の通りである。

一、去る六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案(内閣提出第一三四号)を改正する法律案(内閣提出第一三四号)を可決した旨参議院に通知した。

一、去る六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

社会福祉事業等の施設に関する措置案(内閣提出第一三四号)を可決した旨参議院に通知した。

一、去る六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

公衆衛生修業資金貸与法案(内閣提出第一三四号)を可決した旨参議院に通知した。

一、去る六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

社会福祉事業等の施設に関する措置案(内閣提出第一三四号)を可決した旨参議院に通知した。

一、去る六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

公衆衛生修業資金貸与法案(内閣提出第一三四号)を可決した旨参議院に通知した。

国際海上物品運送法案(内閣提出第一三四号)を付託された議案は次の通りである。

一、去る六日議長において、次の通り回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、去る六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(良質紙)
(配達料共)
大日本印刷
東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印 刷局